

成年後見もやい

発行者：特定非営利活動法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第13号

2023年7月発行

(電話) 052-746-9395

(FAX) 052-746-9396

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

<https://seinenkoukenmoyai.net/>

「人新世」と世界の危機

世界の人口は80億人を超えて、爆発的な人口増により人間は活動を加速させております。その活動により地球全体の生態系や気候に様々な影響を与えており、ヒト中心の時代「人新世」を提唱する人もいます。

この「人新世」の中で人類は食料やエネルギーの争奪を行い、それを目的とした紛争が世界各地で発生して、この30年間で倍増しています。22年2月から始まったロシアのウクライナ侵攻はその最もたる例です。

マイナンバー制度の失策

国内に目を向けも様々な問題がありました。特にマイナンバー制度は健康保険証とマイナンバーの紐付け誤入力、マイナポイントを別人に付与する、コンビニで住民票の申請をしたところ別人のものが発行されるなどあらゆる運用上のミスが出ております。このような不安を抱えている中、健康保険証とマイナンバーカードの一元化も進んでいます。

民法改正の検討

昨年8月に法務省が成年後見制度を含む民法改正の検討をしていることがニュースになりました。現在の成年後見制度は①途中で後見人を交代することが難しい、②一度利用すると原則やめることができない、③報酬の基準が明確でないといった問題点があります。改正の中身には有期の制度利用や後見人の円滑な交代が検討されているようです。2026年度に法案を国会に提出する予定で進めているそうです。まだ少し先の話にはなりますが、成年後見もやいも改正した制度に対応できるように努めていきたいと思っております。

(令和5年度総会 開会のあいさつより抜粋)

総会を開催しました

3年ぶりの会場開催

令和5年6月3日、市民活動推進センターにて成年後見もやいの総会を行いました。新型コロナウイルスの影響もあり、3年の間表決書による議決をしていましたが今年の5月に新型コロナウイルスが感染症法上の第2類から第5類に移行したことも鑑み、今回の総会は正会員のみでの参加としたうえで会場にて開催をいたしました。今年度は22年度事業報告書と決算報告書、23年度事業計画書と活動予算、そして役員の再任について議案を提出してすべての議案について承認されました。

もやいの拡大

総会の中では成年後見もやいの拡大についての質問もありました。成年後見もやいでは現在75件の法定後見を受任しております。また相談も何件か来ており、それは法定後見制度に限らず、親からの任意後見制度も含まれております。

現在成年後見もやい事務局は正規職員1名、非正規職員3名で運営されており、その職員とボランティアの後見支援員10数名で後見事務にあたっております。後見人の受任や相談対応を考えるとどちらの増員も必要であると思っています。現在、職員については求人を出しており、後見支援員については随時募集をしております。また労働環境の整備についても話題に挙がりました。これから先、新しい職員を迎えるにあたって労働環境や条件の整備をしていきます。

もやいのパンフレット・広報

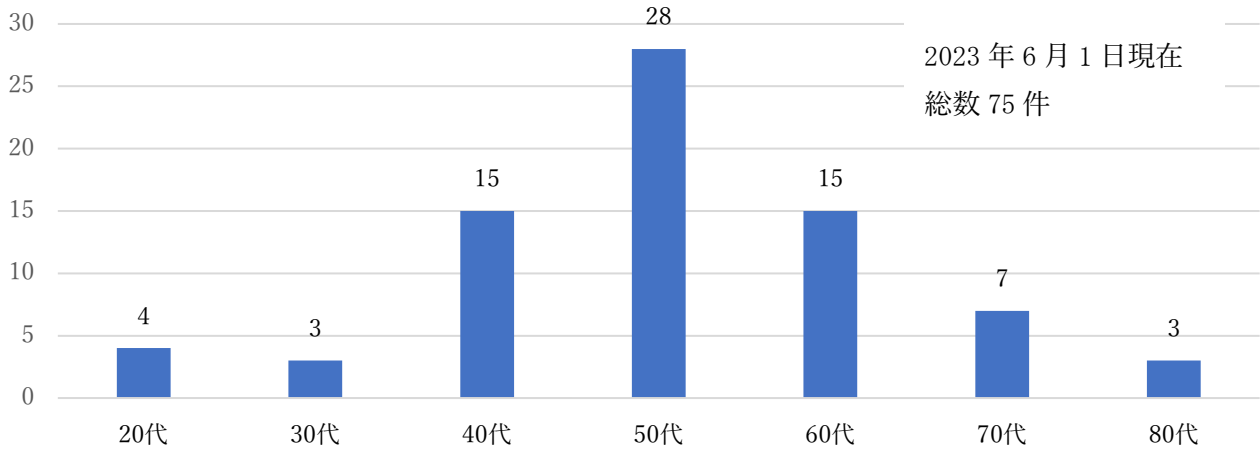
成年後見もやいのパンフレットについて、会員の方からその有無についての質問がありました。もやいには法人紹介用のものと成年後見制度を説明するためのものの2種類あります。ただ作成してから時間が経過しておりますので内容を更新できればと思います。

また、21年度に計画していた学習会も新型コロナウイルスの影響で中止となり、22年度も行うことができませんでしたので今年度こそは開催し、成年後見制度やもやいのことについてより知っていただける場を設けていきたいと思っています。

(右のページは総会で配布しました、令和4年度終了時点のもやいの概況の抜粋となります。)

図表でみる成年後見もやいの概況

年代別成年後見制度利用者数



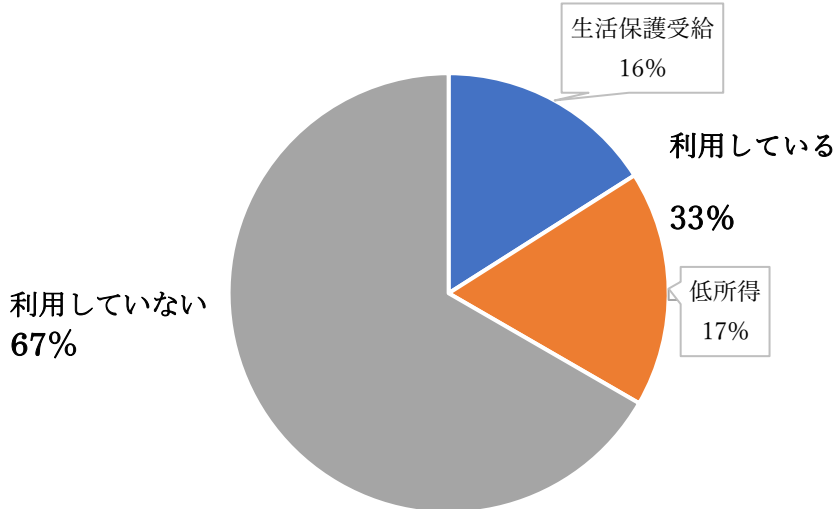
成年後見もやいで後見制度を利用している方の年代別の表です。50代の利用者が最も多くなっています。本人の年齢が50代の場合、親の年齢は70代から80代の方が多くなっています。

本人が亡くなった時の葬儀（推定）

	身寄りがあり	身寄りがあっても疎遠	身寄りがない	合計
親族が行う	30	14		44
もやいが行う	10	8	10	28
その他		3		3
計	40	25	10	75

身寄りの有無についての表となります。疎遠の方、身寄りのない方を合わせると35人となり、7割以上の方について成年後見もやいが死後事務等を行う予定があるということが出来ます。

成年後見制度利用支援事業利用者の割合



事務所の移転について。

今までもやいビルの3階を事務所として借りていましたが、3階のスペースのみでは手狭になってきましたので4月からもやいビルの4階の北側部分も追加で借りて、4階が事務スペースとなり、3階は書庫兼相談室となりました。相談など、成年後見もやいに御用の際は4階にお越しください。

名古屋市に要望書を提出いたしました。

令和5年6月26日に成年後見もやいを含む名古屋市で法人後見を行う団体とともに名古屋市に対して要望書を提出いたしました。

要望書では…

- ①法人後見実施団体に対する財政的支援
 - ②報酬助成制度の要件緩和
 - ④地域連携ネットワーク協議会への参画
 - ⑤候補者推薦を行う会議への参画
 - ⑥適切に市長申立てが行われるための人員配置と職員の研修を行うこと
- などを盛り込みました。

成年後見もやいの現況についても報告をいたしました。現在成年後見もやいでは77人の後見人を受任しており、その他数件の相談も抱えております。今後も後見人を受任して相談を受けていくためには職員の採用を含む運営体制強化をしていく必要があり、そのためには財政的な安定が重要な要素となります。

国は第2期の成年後見制度利用促進計画を策定しており、計画では担い手の確保・育成を掲げており、担い手の一つとして法人後見が期待されております。その中で法人後見実施団体に財政的な支援を行うことは法人後見の一層の公共性を高めて、利用者の権利性・平等性を高めることにつながり、成年後見制度その利用促進につながると考えております。

編集後記

一年ぶりの会報発行となってしまいました。皆様にはお待たせしてしまい、大変申し訳なく思います。おかげさまで成年後見もやいが受任したケースはのべ80件を超え、まだまだ多くの相談があります。今年こそ新規職員の採用もできればと思います。